

出産育児一時金の見直しについて

1 出産育児一時金について

健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度をいう。

2 改正の趣旨

健康保険法施行令等の一部改正により、産科医療補償制度(※)の掛金の額が16,000円から12,000円に引き下げられたことに伴い、出産育児一時金の額が404,000円から408,000円に引き上げられた。

(※)産科医療補償制度:分娩に関連して重度脳性麻痺になった児と家族に補償金(総額3,000万円)が支払われる制度で、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営している。当該制度の掛金は、医療保険者が出産育児一時金に上乗せして支給している。

3 改正のイメージ



4 本市の実績

令和2年度の支給件数 122件

うち産科医療補償制度加入医療機関における分娩 116件

5 改正が必要な例規

(1) 西東京市国民健康保険条例(出産育児一時金(本来分)を規定)

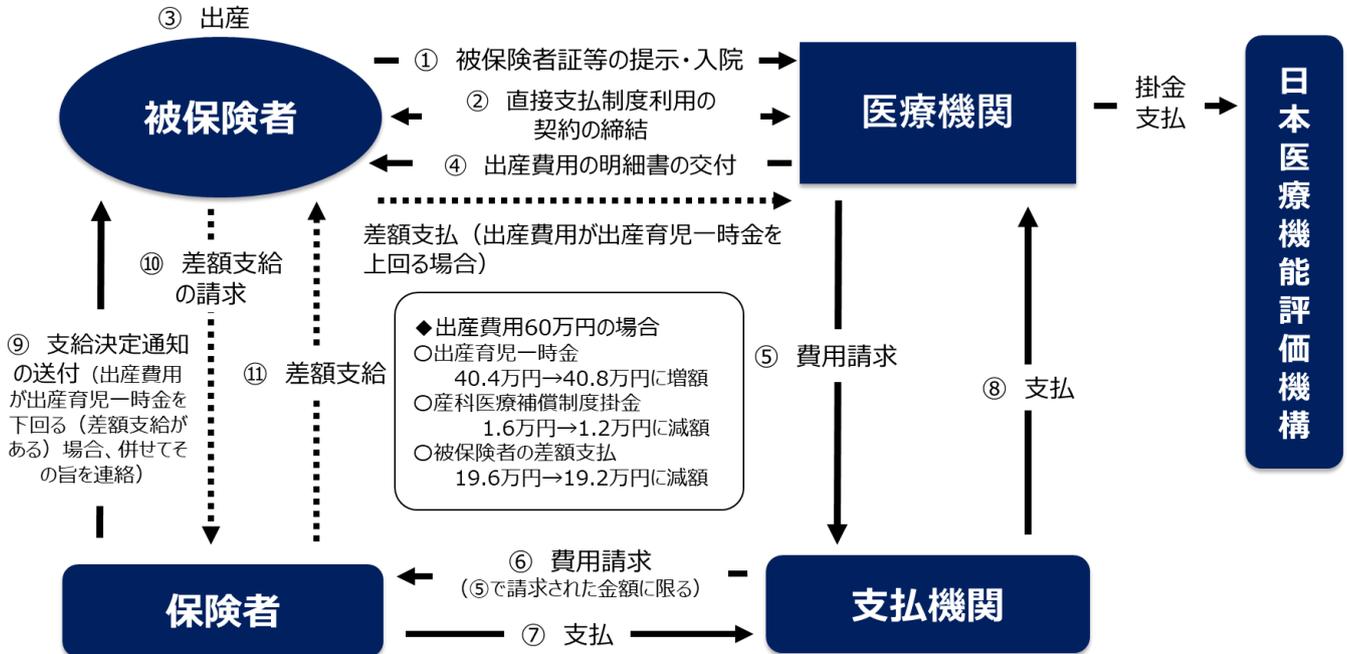
(2) 西東京市国民健康保険条例施行規則(産科医療補償制度掛金を規定)

6 施行期日

令和4年1月1日(令和4年1月1日以降の分娩から適用)

(参考) 出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度

医療機関等に出産育児一時金が支払われるため、被保険者がまとまった出産費用を事前に用意する必要がない。



【制度の見直しの効果】

医療機関が日本医療機能評価機構に支払う掛金が16,000円から12,000円に引き下げられ、出産育児一時金が404,000円から408,000円に引き上げられたことにより、出産費用が出産育児一時金を上回る場合、被保険者が医療機関に支払う差額が4,000円下がる。